

2017年2月23日
(2017年4月3日更新)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

個人年金保険に係る保険料控除証明書の発行もれおよび発行誤りに関するお詫びとお知らせ

このたび、弊社の個人年金保険契約において、税務申告のためにお届けしている保険料控除証明書の発行もれおよび発行誤りがあることが判明いたしました。

このような不手際により、ご契約者さま、ならびに関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今般の事態を厳粛に受け止め、今後、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1. 概要

(1) 保険料控除証明書の発行もれについて

保険料を月払でお払込みいただく個人年金保険契約において、年金支払開始前2か月分の保険料は、お受け取りいただく年金から差し引いております。また、これ以外にお払込みされていない保険料がある場合も、お受け取りいただく年金から併せて差し引いております。

これらの年金から差し引いた保険料に対する保険料控除証明書が発行されていない契約が2004年から2016年まで996件ありました。

(2) 保険料控除証明書の発行誤りにについて

生命保険料控除において、一般生命保険料ではなく個人年金保険料として控除を受けるための特約（「個人年金保険料税制適格特約」）の付加が正しく登録されておらず、保険料控除証明書の控除区分が誤っている契約が1996年から2016年まで516件ありました。

2. 対象となるご契約者さまへの対応

上記の控除証明書の発行もれおよび発行誤りがあったご契約者さまへ、弊社社員よりお詫び状とともにご説明資料をお届けいたします。

3. ご契約者さまへのお願い

お手数をおかけいたしますが、弊社社員よりお届けするお詫び状とご説明資料をご確認いただき、必要に応じて所定のお手続きをお願いいたします。

4. お問い合わせ先

本件についてのご相談、お問い合わせは、下記の専用ダイヤルにて承っております。

【 お問い合わせ窓口 】

電話 0120-321-673 (無料)

受付時間 平日 9:00～20:00

土・日・祝日 9:00～18:00

※5月以降の受付時間

平日 9:00～17:00

以上